

第 47 回（令和 2 年度第 3 回）松江市原子力発電所環境安全対策協議会

日時：令和 2 年 12 月 16 日（水） 10：30～

場所：くにびきメッセ 国際会議場

○事務局 玉木係長

失礼いたします。それでは、開会に先立ちまして、事務局よりいくつか事務連絡をさせていただきます。

まず、本市では、新型コロナウイルス感染症への対策として、会議を開催する際には体調の確認やマスクの着用と手指消毒の徹底、会場の常時換気と座席間の間隔の確保、会議時間の縮減などの対策を定めております。このため、本日も会議時間が短くなっておりますので、効率的な運営にご協力いただきますよう、お願いいたします。

なお、マスクは会議中も着用いただき、ご発言の際も着用されたままで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、くにびきメッセの駐車場をご利用された方にお知らせいたします。駐車場は 3 時間まで無料ですので、時間内にお帰りをいただきますよう、お願いをいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前に資料をお送りしておりますが、本日お持ちになっていらっしゃらない方がございましたら、お申し出いただければと思います。

それでは、お手元の配布資料一覧によりまして、資料の確認をさせていただきます。配布資料一覧の次に会議次第を 1 枚付けております。その下に委員名簿。その下に資料 1 として、新検査制度の概要というもの。それから、その下の A3 ですけれども、席次表を付けております。

それから、委員の皆様には、その下に質問用紙とアンケート用紙を配布させていただいております。今後の協議会運営の参考とするため、委員の皆様にはアンケート用紙につきまして、お帰りになるまでにご記載いただきますよう、よろしくお願いいたします。

資料確認は以上でございますが、過不足等ございましたら、おっしゃっていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務連絡は以上でございます。

○事務局 矢野次長

それでは、ご案内いたしました時間となりましたので、早速始めさせていただきたいと思えます。本日はお忙しい中、皆様お出かけいただきまして、ありがとうございます。ただいまより今年度第3回目となります松江市原子力発電所環境安全対策協議会を開催いたします。私は防災安全部次長の矢野と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

最初に3点ほどお話をさせていただきます。本日の会議につきましては、マスコミ公開により行います。また、会議録・議事録につきましては、後日ホームページ等で公開することとしておりますので、ご承知ください。

それから、2点目でございますけれども、傍聴の皆様には、予め配布しております留意事項について、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それから、3点目でございますけれども、本日の会議時間につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、会議時間の短縮、円滑な進行にご協力をお願いいたします。質問につきましては、簡潔かつ手短にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります前に、本協議会の会長であります松浦市長からご挨拶を申し上げます。

○松浦会長

皆様おはようございます。本日は、年末大変ご多忙の中でございますけれども、こうして第3回の安対協にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議題でございますけれども、島根原子力規制事務所のほうから、「原子力発電所の新たな検査制度の概要について」をご説明させていただき、ご意見を伺いたいと思っております。

この新たな検査制度の概要でございますけれども、ご承知の通り、原子力発電所につきましては、事業者によりまして、日々その設備の点検・検査が行われるわけでございますが、それに併せまして、原子力規制庁の検査官が日々現場を巡回・監視をする、また、設備の健全性を確認するための検査、こういったものを行っておられるわけでございます。

この検査制度でございますけれども、この原子力規制委員会におきまして、抜本的

な見直しの検討が行われました。それに基づきまして、今年の4月から新しい検査制度が施行されているところでございます。

そういうことで、本日は、少し遅くなりましたが、島根原子力規制事務所のほうから、制度の概要につきましてご説明をいただきたいというように考えております。

前回の協議会に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、短時間の協議会とはなりますけれども、皆様方には忌憚のないご意見を賜りますようによろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 矢野次長

続きまして、本日の議事の進め方及び説明者について、事務局よりご説明をさせていただきます。

○事務局 玉木係長

失礼いたします。本日の議事は、会議次第にありますように、議題（1）原子力発電所の新たな検査制度の概要について、議題（2）その他でございます。

島根原子力規制事務所より議題（1）についてご説明をいただき、質疑の時間といたします。会議時間の関係で、ご質問ができなかった方がいらっしゃいましたら、お手元の質問書にてご質問いただければ、事務局が取りまとめ、後日ご回答をさせていただきます。

それでは、本日お越しいただきました方をご紹介させていただきます。島根県原子力規制事務所、加藤所長でございます。よろしくお願いたします。

○加藤所長

ただいま紹介がありました、島根原子力規制事務所長をしております加藤でございます。よろしくお願いたします。

私、本年の4月から所長の任に就いております。今回、このような説明をさせていただくということで、できるだけ分かりやすく説明させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○事務局 矢野次長

それでは、早速議事に入らせていただきます。協議会要綱の規定に基づき、議長は会長である市長をお願いをいたします。

○松浦会長

それでは、議題（1）原子力発電所の新たな検査制度の概要について、島根原子力規制事務所のほうから説明をいただきたいと思いますので、よろしくようお願い申し上げます。

○加藤所長

それでは、お手元の資料1によって、新検査制度の概要を説明させていただきます。

まず、開いていただきまして、1 ページ目ですけれども、新たな検査制度へのあゆみということで整理されてございます。

2017 年 4 月に原子炉等規制法が改正されました。それに基づきまして、試運用を重ねながら、練習を重ねながら新検査制度というものを導入したということで、2020 年、今年の 4 月から本格運用となっております。

続いて、2 ページですけれども、これまでの検査制度と新しい検査制度、どのように違うかということについて、この 2 ページから説明させていただきます。

これまでの検査制度でございますけれども、これが 2 ページに書いてありますけれども、規制の枠組みということで、原子力事業者等に対して、安全を確保するために守らなければいけない事項（規制要求）を示し、それを守ることを義務付けていたというものでした、この規制要求を守らなければいけないということにつきましては、今現在も一緒でございます。その手法が変わったということで考えていただければよろしいかと思います。

下の赤枠のところですけれども、これまでの検査制度の課題が判明した、分かってきたということです。1 つ目ですが、限定された検査期間であったということです。事業者の保安活動を確認する検査（保安検査）は、年 4 回実施していました。1 回が 1 週間から 3 週間程度であったということで、限定した期間で実施されていたということなのですが、現在の規制検査では、年間を通じて実施するというようになっております。

2 つ目ですけれども、検査内容の硬直化／重複が生じていたということで、チェックリストを用いることによる確認事項が固定化していたということです。

それから、2 つ目のポツです。色々な検査があったわけなのですが、事業者の品質保証（QMS）体系の確認などは、複数の検査で重複する部分もあったということで、19 ページを見ていただきますと、どういう検査があったかということが書いてございます。

19 ページを見ていただいて、まず、①として、国が行う検査と事業者が行う検査が混在していたということで、19 ページの下の絵を見ますと、①として、溶接事業者検査、溶接安全管理審査については、事業者が行う検査、それから国も行っていたということで、国は一部その内容を確認していたということになります。

それから、上の 2 つ目の黒丸ですけれども、原子力事業者以外を対象とする検査も混在していたということで、②の燃料体検査については、製造者がやっていたというものです。

3 つ目といたしまして、国の検査が内容・実施時期が限定的、ハード／ソフト面を細切れで検査していたということで、③について、定期事業者検査については事業者がやっています、定期安全管理審査・保安検査・保安調査・施設定期検査というものは、国が実施していたというものでした。これら色々な検査が行われていましたが、そこには重複したものがあったということです。

2 ページへ戻らせていただきまして、3 ポツですけれども、原子力施設の安全を守る責任が曖昧であったということです。本来、原子力施設の安全に責任を有する者は、事業者であるにもかかわらず、設備が規制要求通りに作られているかを、使用する前に規制側が確認し、合否を判定していた。これを使用前検査といいます。

そして、運転中の施設も、規制側が規制要求を満たしているかを定期的に確認し、合否を判定していたということで、これを施設定期検査といいます。このように、国がお墨付きを与えるような検査をして、責任を一部負担するような形になっていたということです。

3 ページですけれども、それに対して検査制度を見直したということで、その考え方も、事業者が原子力施設の安全確保に関して一義的責任を負っていることを明確化した上で、規制機関は独立した立場で事業者のすべての安全活動を監視できるようにし、検査は原子力規制検査に一本化するということで、今まで合格証とい

うものを出していたのですけれども、国が断片的に検査をするというものではなくて、安全確保に関しての一義的責任は事業所にあるということで、その全体の安全活動を監視するというような形に変わったということです。

4 ページですけれども、新検査制度のポイントですけれども、検査の対象は事業者のすべての保安活動であり、検査官は、検査したい施設や活動や情報に自由にアクセスできるようにしたということで、これをフリーアクセスといいます。

これまでの検査では、検査項目を定めて、その検査の準備をさせて、その検査に立ち会うような形で実施していたというものですけれども、新しい新検査制度では、現場でやっているすべての検査などの保全活動に立ち会うことができる、確認することができるということにしております。

2 つ目ですけれども、検査官は、より多くの時間を安全上重要なものの検査に使うとともに、実際の事業者の活動を現場で確認するということについてですが、ここにある「安全上重要なものの検査に使うとともに」というのは、重要なものを主に検査するというので、これをリスクインフォームドといいます。

それから、実際の事業者の活動を現場で確認するというのをパフォーマンスベースとっています。現場の施設に不具合がないかどうか、それから、組織の活動が有効であるかどうかを確認するというのをいっております。現場重視ということです。

3 つ目ですけれども、規制機関は、事業者のあらゆる保安活動を監視し、安全上の問題を指摘することで改善活動を促進させるということです。全般的に国が監視することによって、改善活動を促進させるということです。事業者は不具合があった場合に不適合管理というものをやっているのですけれども、その不具合を国が確認することによって、事故が発生するのを未然に防止するというものです。そのような形にしまして、事業者自ら事前に事故を防止するような改善活動を促進させるというようなことで実施しております。

5 ページのほうを見ていただきまして、4 ポツの新検査制度のポイントの (2/2) ですけれども、実際の保安活動を重視するというので、パフォーマンスベースとっています。これは現場の活動を重視するというので、そういったところに着眼して検査を実施するというものでございます。先ほど申し上げた通りでございます。

2 つ目のリスク情報の活用ということで、リスクインフォームドですけれども、重

要な設備に重点を置いて検査を実施するという一方で、ここで定量的リスク評価や設備の重要度クラス、施設の状態、過去のトラブル事例、他施設の運転経験などのリスク情報を総合的に活用するとありますけれども、定量的リスク評価、これについては、施設が属する系統について、リスクを数値化しております、その計算によって燃料破損や炉心の損傷や格納容器の損傷のリスクというものを計算しています。そのリスクが高いものを重要度が高いものとし、その重要度が高いものに注目して検査を行うというようなことをやっております。

それから、その他の情報、色々な情報を事業者が行う不適合管理の中に取り入れるようにして、それを検討し処置していくというようなことを行っており、新検査制度ではそういったことを重点的に行い、それを検査に活用するというを考えております。検査官はリスク情報を活用し、より重要な設備や保安活動を検査対象として選定し、現場での実際の設備の状態や保安活動の実施状況を検査するというでございいます。

6 ページの検査の実施ですけれども、ここに検査官の1日の活動ということで書いてありまして、この絵は外国人の絵になっていますけれども、これはアメリカで実施されている手法を取り入れてということで、これと同じ形で検査を実施しているというものでございます。

左上からいきまして、必要に応じ、早朝・夜間を問わず発電所へ出勤するという一方で、重要な保全活動や操作など、そういったものをするときには、時間外であっても立ち会うというようなことで実施しております。

それから、左上の2つ目ですけれども、中央制御室にてプラント状況の把握を行う。これは毎日実施しています。中央制御室に情報が集まってまいりますので、そこでプラントの状況を確認するというをやっております。

その右ですけれども、事業者会議に同席し、不適合発生状況等の把握を行うということで、会議にはフリーアクセスで同席できるとし、情報を集めております。

それから、検査官の間でのその日の検査計画の打合せということで、発電所から得られる情報を基に、その1日の検査計画を立てるというようなことを行っております。

その右ですけれども、本庁検査部門との情報共有。これについては、今はテレビ会議システムを導入いたしまして、本庁、それからその他の事務所を結んでテレビ会議を毎日実施しております。それで情報交換をして、発電所でどういうことが起こって

いるか、情報共有しなければならないような情報があるかどうかということテレビ会議で交換し合っております。

それから、現場巡視、作業者等に対する質問ですが、これはフリーアクセスで質問できるようになっております。

検査ガイドに基づく検査の実施ですが、新検査制度ですけれども、40ほどの検査ガイドというものが作られていまして、そういったガイドに基づいて検査を実施していくというようなことになっております。

気付き事項に対する事実関係の質問ということで、現場で気付いたことについて質問するということをしております。

それから、最後の絵になりますけれども、事業者に対する指摘事項の通知ですが、気付いた中で、安全に影響があるものについては、指摘事項ということで事業者に通知するというようなことをやっております。

このようなことを規制検査官は実施しております。

7 ページですけれども、検査の実施ということで、現場の状況や事業者の保安活動を見ています。現場へ行って異常がないかどうかを確認しているということここには色々書いてございます。

それから次の8 ページです。②管理の手法や仕組みということで、現場だけでなく、新しい作業の導入時に適切な管理をしているかとか、不適合などに対応した作業手順の変更をしているかというようなことも見ています。

③の不適合管理ですけれども、新しい検査制度においては、事業者が不適合かどうか、不具合が発生したときにどういう管理をしているか、どういう処置をしているかということを重視しております。これについては18 ページを見ていただきまして、不適合管理についての参考になります。「事業者のCAP活動とは」と書いてありますけれども、アメリカの制度では、CAP といっています、1 つ目の丸のところに、Corrective Action Program とありますけれども、是正を処置する制度をアメリカではと CAP といっています。

2 つ目のところですが、我が国の事業者が実施している不適合管理と比較すると、アメリカの CAP は、より広範囲の不具合に対して状態レポートを作成し、積極的に安全上の問題の検出と解決を行うものとなっているということなのですけれども、これまでも我が国の事業者は、不適合管理というものをやっていたのですけれども、そ

これは顕在化した多少明らかな不具合のようなものを不適合管理していたということ、実際に発生した不具合を管理するようなものだったのですけれども、それをアメリカに倣って、状態レポートといいますけれども、不具合が発生する前に、傾向、何かおかしいものがあったといったものとか、不具合の前兆について状態レポートとして収集して、会議の中で検討するというので、幅広く情報を収集するようになったもので、新しい規制検査の中では重視して確認することとしております。

事業者も規制検査への移行に伴って、そういった状態レポートを収集するよう努力し改善しております。より広範囲の不具合に対して状態レポートを作成し、積極的に安全上の問題の検出と解決を行うものとなっているという状況となっております。

原子力規制検査においては、原子力施設の状態把握のため、検査官は現場巡視から得られる情報に加えて、このような CAP の情報を積極的に監視するようにしております。大きな違いとして、1つこれが挙げられます。

8 ページに戻っていただきまして、不適合管理です。これについて、③の不適合管理ですけれども、これについて重点を置いて確認しているというものでございます。

続いて 9 ページですけれども、検査官は、検査活動を通じて判明した気付き事項について、事業者の考え方や対応を質問して確認します。これはフリーアクセスで気付いた点について、事業者の考え方を確認するというものです。

2 つ目ですけれども、安全上改善が必要な状態又は規制要求に対する違反を特定した場合は、安全上の重要度を評価し、その程度に応じて必要な対応をとることとなっております。

これは 11 ページ、12 ページ、13 ページを見ていただきまして、11 ページのほうに、新規検査がどのような形で進められるかということが簡単な絵にして書いてございます。

その詳しいものが 13 ページになりますけれども、11 ページで説明させていただきます。新たな検査制度の流れですけれども、原子力規制検査の実施はフリーアクセス等で実施します。そして、検査における気付き事項、何かおかしいぞというようなところを確認しましたら、それをルールに基づいてスクリーニングというか、ふるいにかけてみます。そして、これが安全上に影響があるというようなものにつきましては、気付き事項の重要度評価を行います。重要度評価をした結果について、指摘事項といいますけれども、指摘事項になった場合には、緑や白や黄色や赤の色付けをして、4 区

分で区分します。そういう指摘事項が見つかった場合には、規制による対応を行ったり、区分をカウントして、いくつあったかというようなことをカウントして、総合的な評定を行います。これは年1回行い、それによって規制による対応を考えるというようなことになっております。これを毎年繰り返して、前年度の検査結果については次年度にフィードバックするということになっております。

こういった気付き事項の中で、重要度が高いものについては検査で指摘事項としますので、その結果については一般に公開もしますし、事業者にも通知しますというようなことになっております。

続いて12ページですけれども、検査で判明した指摘事項、緑、白、黄色、赤というものがありますけれども、これがどのようなものかということで、緑が安全上極めて小さなもの。それから、安全上に影響するというものについては白から黄色、赤という順に重いものとなっております。そういった色分けをするということです。

それから、13ページのほうにつきましては、そういった検査によって気付き事項や指摘事項があった場合には、真ん中にSDPと書いてありますけれども、こちらのほうで重要度評価をするということになっております。それに基づいて追加検査等を実施したり、規制の対応を行うということになっております。

9ページのほうに戻らせていただきまして、3つ目の黒丸ですけれども、各原子力施設の検査結果は四半期ごとに報告書を取りまとめ公表するほか、年1回各施設の総合的な評定を実施し公開するということになっております。先ほどの絵の通りでございます。

10ページは飛ばさせていただきます、11、12、13ページは後ほど質問があれば詳しい説明をさせていただきますと思います。

14ページですけれども、最後に新検査制度の運用で期待される効果ということで、まとめてございます。

1つ目、「いつでも」「どこでも」「何にでも」、規制機関のチェックが行き届く検査となります、というものです。事業者は、いつどこに検査官が来るか分からない状態で保安活動を行うことになるというものです。

2つ目ですけれども、リスク情報や監視・評価の結果等を元に、安全上重要な設備や事業者の保安活動、事業者の弱点などに注視して検査を行うことで、効果的に事故に至る芽を摘むことができるというものとなっております。

3 つ目ですけれども、事業者の安全に対する一義的責任を明確化し、事業者の保安活動への取組状況を監視・評価することで、事業者が自ら改善していく改善措置活動（CAP）を促します。

そして、事業者自らの気付きと規制機関の気付きの双方が改善活動の契機となり、結果として、更なる安全性の向上が期待されるというものでございます。

新検査制度につきましては、以上の説明とさせていただきます、これまでの旧保安検査で、昨年の中四半期に判明した違反監視事項なのですけれども、その中にサイトバンカ建物巡視未実施というものと、それから固体廃棄物貯蔵所の巡視業務の不備についてというものがございましたので、その後の確認状況について説明させていただきます。簡単に説明させていただきます。

サイトバンカの建物の巡視未実施と固体廃棄物貯蔵所の巡視業務の不備、これについての改善状況については、大体同じようなことを確認しておりますので、サイトバンカ建物巡視未実施についてどのような状況かということの説明させていただきます。

後ろから3枚目のところ、それがサイトバンカ建物の巡視未実施についてということを書いてございます。

違反の内容ですけれども、もう一度おさらいとして紹介させていただきます。サイトバンカ建物の巡視点検において、同建物の巡視点検業務を中国電力株式会社から委託されている協力企業の放射線管理部門が管理区域入域実績を確認したところ、2月16日の巡視について、当日の巡視員が管理区域へ入域していないにもかかわらず、巡視結果としてパトロールシートが作成されていることを発見した。その後、中国電力と協力会社での調査により、これまでに当該協力会社の8名の巡視員が同様の報告を中国電力にしたものが合計32日分あったということです。巡視をしていないにもかかわらず、報告が上がっていたということが判明したというものです。

その後の確認状況ですけれども、次のページ、サイトバンカ建物巡視未実施についての対策実施状況の確認ですが、これが規制事務所が行っている確認の状況です。巡視の実施状況については、巡視点検記録を毎日確認しております。

2 つ目として、巡視点検記録と管理区域入域記録の突き合わせを行い、巡視が確実に実施されていることを確認しております。これは8月から土日の巡視が1日2回から1日1回に変わったということで改善されておりますので、その8、9、10月の3ヵ月について確認をいたしました。

3 つ目ですけれども、教育の実施（参加者名簿等）の確認ですが、改善策としての教育を実施していることを記録により確認しております。

4 つ目として、社内規定の改正ですが、改善策として行われた社内規定の改正内容について確認しております。巡視報告内容のチェックの仕方の改正とか、巡視頻度の改正になります。土日に1日2回の巡視をする必要はないということで、1日1回の巡視の実施に改正されたことを確認しております。

本日の説明は以上でございます。

○松浦会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありました事項につきまして、ご質問なりご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○芦原委員

最初に少し質問をさせていただいて、あとで意見を述べさせていただきます。

まず、新しい検査制度の概要を読ませていただきました。これまで国が行っていた使用前検査、年に1回の施設定期検査、いずれも合否判定を行ってきましたけれども、新しい制度では使用前検査をしない。また、リスクの高いものに限って検査するものの、いわゆる全体的に規制要求を満たしているかを検査しない。合否の判定もしないということだと受け止めました。確認です。原子力規制委員会は、電力会社が行う定期事業者検査に際して、検査に立会い又は記録を確認する必要はないのですね。

2 つ目です。説明にはございませんでしたけれども、従来、検査の間隔は13 ヶ月でしたが、定期事業検査では、例えばですけれども、ひび割れが見つかったも、次の検査まで電力会社が「もつ」というように判断したら、運転を続けて良く、検査の間隔最大24 ヶ月空けることができると聞いております。これは事前に原子力規制委員会の了解を得る必要はないのでしょうか。詳細を説明していただきたいと思います。

普通の感覚でいいますと、ひび割れが見つければ、運転を止めて修理するのが当たり前だと思うのですが、原子力規制委員会は、安全性の確保について、自らチェックもせず、電力会社の判断を容認するだけで足りると、そういう感覚をお持ちなのでし

ようか。これが質問です。

まとめて意見を言わせていただきます。福島事故を経験した今、原発の安全を確保するという事に対する国の責任というのは、ますます重要かつ重くなっていると思います。この検査制度、ずっとお聞きしてきて、規制側の手抜きを勧めるものではないかなという気がいたします。逆行しているのではありませんか。そして、一義的責任は電力会社にあるということは分かりますけれども、国が原発を進めてきたわけです。その安全確保は国にやはり責任があるのです。検査制度は、原発の安全性を確保するために重要な役割を果たしております。これまでの合否を判定する形で検査を行ってきた国の責任の一部を電力会社に投げ、安全管理を電力会社にお任せ状態にするというのは、住民にとって不安材料を増大させるだけです。

中国電力もそうなのですが、ほかの電力会社も同様に、これまで様々なデータ改ざんや不正を行ってきております。中国電力でいえば、2006年、土用ダムの沈下量測定データを改ざんしております。2010年には、511件もの大量の点検漏れを放置してきたことも判明しております。今、行われている2号機の適合性審査の中で、耐震クラスBクラスをCクラスに引き下げる計画案を提示しているなど、安全性を二の次にした姿勢がたびたび問題になってきております。こういう企業にお任せの検査では、今後事故が起きかねません。

最後に私からの要請です。こういった国の関わりを後退させていってほしいんですけども、もう一度見直しをしていただきたいと思います。

以上です。

○松浦会長

はい、どうぞ。

○加藤所長

いくつかご意見、質問等がありましたけれども、私が答えられる範囲が限られておりますけれども、答えられる範囲内で答えさせていただきます。

まず、使用前検査、施設定期検査について、検討しないとか合否判定しないのかということやこれまでの合格証というものは出さないのかというようなことなのですが、そういった必要な検査について、検査をしたということについては、実施し

たという旨の報告をするというようなことになっておりまして、確認することになっていると思っております。これについては、本庁のほうで実施しておりまして、詳しいことについてはお答えできませんけれども、確認をするというようなことになっております。

それから、13カ月の点検を24カ月にするということについて、了解を得る必要はないかというようなことでご質問があったわけなのですけれども、これは一般の検査とは違いますので、こういった保全の周期を変えるというようなことについては、特に点検の周期を変えるというようなことについては、本庁において審査するというようなことを行いますので、何もしないわけではないということと考えております。

国がチェックしないというようなことになるのではないかということで、ひび割れを直さずに使用するのではないかというようなご意見もありましたけれども、規制事務所のほうで、そういったことが発生していないかどうかということについては日々見ておりますので、そういうことは起こらないと考えております。

あと、事業者に一義的な責任があるということで、国が責任を回避しているのではないかというようなご意見がありましたけれども、それについては、事業者のほうに一義的な責任があることをきちんと明確にするということでありまして、国が責任を放棄しているわけではございません。責任を持って事業者のほうに安全上の確保をとらせるように働きかけるということを考えておりますので、国が責任を放棄しているわけではなくて、事業者に一義的な責任を持って安全を確保してもらおうというような制度を作っているものだと考えております。

以上でございます。私の答えられる範囲内で答えさせていただきました。

○松浦会長

はい、どうぞ。

○木村委員

重なるかもしれませんが、質問させていただきます。

よく分からないのはフリーアクセス、抜き打ち立ち入りです。このタイミングは、何をもって「さあ、行こう」とされるのか、具体的に教えていただきたい。

それから、CAPです。先ほど芦原さんのご質問のほうにもあったと思うのですが、

中国電力が本当に信用できるのか、CAP が正当に行われているのかというところで、その一番の問題は、もう既に何度も色々あった。この辺りの中国電力、事業者のコンプライアンスはどうなっているのかということですよ、結局は。

そして、今日の資料を見せていただいても、結局のところは今まで通りの安全文化醸成活動とか。安全文化という話ではないと思うのです。コンプライアンス倫理規定がしっかりできていない。そういう中で、CAP が確保できて、きちんとできるのかというのは当然の疑問です。

この前もコンプライアンス規定のこととかご質問したと思うのですが、1 つの大事なこととして、もし下部の協力会社と、それから誰かが気付いたと。気付いたときに、私たちも要求されていることがあります。ヘルプライン制度。内部通報の、外部に通報するところを規制庁にしたらどうですかね。CAP が信用できなくても、ヘルプラインで、もちろん通報する方の身分を保証した上で、そういうものがあればというように思います。

それから、気になっているのが、国の責任放棄ではないのかということですが、ある事象が起こったときに、改善で済むのか、改善が可能なのかと。どんどん補修や修繕を色々やっていけば、原発は稼働させ続けることができるという前提のもとなので改善ということですよ。これはもう無理だと。つまり、無理であるかどうかという判断は、費用対効果ではないですか。いくらお金がかかるのかと。この金食い虫、もうやめようよと。お金のことだけではないのですけれども。改善で済まない。つまり、そのときにはストップをするという判断もしなければいけないはずではないですか、規制委員会は。

以上です。フリーアクセスのタイミングをどうするのか。CAP は信用できるのか。そして、ヘルプラインなどを作ったらどうか。そして、改善ではなくてストップするということが必要ではないかと思います。

それから、先ほどのように計算するかというガイドラインについては、どこかホームページにあげてあるでしょうか。

以上、お願いいたします。

○松浦会長

はい、簡単に答えてください。

○加藤所長

まず、1 つ目のフリーアクセスですけれども、タイミングは、何をもってそれをきっかけにするのかということだと思いますけれども、フリーアクセスにつきましては、発電所の情報を収集した上で、重要なものについて何か気付くようなところがあれば、そこを見に行くというようなことで考えております。そういった情報がいつも得られるとは限りませんので、何も起こらなければ、そこは重要な設備について巡視を行うということで、通常の巡視も行いつつ、検査官が何か不具合がないかということを見つけてというようなことで活動しております。フリーアクセスでどこへでも行けると考えています。それから、経営に関する会議については参加できませんけれども、保全に関する会議については、すべての会議を傍聴できるようになっておりますので、そういったところで情報を集めて、気になったところを現場へ見に行くというようなことで考えております。

2 つ目、CAP が有効であるかどうかですけれども、小さなことでも改善が必要なことについては CAP のほうにあげるというようなことで、今、事業者のほうも活動しております、そういったことをあげて、それを改善するということについて、適切に実施しているかというところを確認しております。そういった小さなところから気付いて、そこを改善していけば、大きな事故には発展しないだろうというようなことで考えておりますので、有効に働くのではないかと考えております。

3 つ目、ヘルプライン制度というものを規制庁に持たせたらどうかというようなことなのですが、これについては、そういう意見があったということで、本庁のほうに連絡は入れたいと思います。

発電所について、不具合が起こったときに修繕して運転を続けるというようなことで今はやっておりますけれども、そこに重大な欠陥があったとしたら、それについては重大なものとして扱い、そして運転が継続できるかどうかについては、それは本庁のほうで検討するというような形をとっておりますので、そういう仕組みはできていると思っております。まだ運転を停止しなさいというような状況にはなっていないと思っております。

それから、5 つ目ですけれども、検査ガイドについて、ホームページにアップされているか、公表されているかということなのですが、これは規制庁のホームペ

ージに掲載されておりますので、ご確認いただければと思いますけれども、今、規制庁のホームページが見られないような状況になっておりまして、今は公表できていないような状況になっているかもしれません。年内に改善するかどうかというところは、少し難しいのではないかとというようなことを聞いておりまして、いつ正常な状態に戻るかどうかというのは分からない状態ですけれども、これまで公表はしております。

以上です。

○松浦会長

色々ほかにもご意見がおありだと思いますが、時間がまいりましたので、質疑のほうは以上とさせていただきますと思います。

なお、質疑がある方におかれましては、後日回答させていただきますので、質問用紙でご質問をいただきますようお願いいたします。

それでは、議題（2）その他でございますけれども、事務局のほうで何かありますでしょうか。

○事務局 矢野次長

ございません。

○松浦会長

それでは、以上で議事につきましては終わらせていただきたいと思います。

本日は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点で、限られた時間ではございましたけれども、色々ご熱心にご質問等をいただきまして、誠にありがとうございました。

松江市といたしましても、今後とも島根原子力規制事務所と連携を密にしていきたいというように思っております。そして、しっかりと実施状況につきまして確認をして、市民の安心安全の確保に一層努めてまいりたいというように思っております。どうぞ、更に皆様方のご協力のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

○事務局 矢野次長

最後に事務連絡でございますけれども、アンケートにつきましては、出口のところで回収をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、質問用紙につきましては、1週間後の12月23日、水曜日でございますけれども、そこまでのところで事務局へご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

お帰りの際は、出口付近が混雑いたしますので、一定の距離を保って移動いただきますよう、お願いいたします。

それでは、以上をもちまして、協議会のほうは終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。